

東大安環第 172 号
令和 3 年 3 月 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人東京大学
学長 五神 真

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第37条第1項及び同法第76条の規定に基づき、令和2年9月29日付け東大安環第86号をもって申請した国立大学法人東京大学の原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請書を一部補正いたします。

記

1. 変更の理由

別紙1のとおり

2. 変更の内容

令和2年9月29日付け東大安環第86号をもって申請した東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設に係る保安規定の変更承認申請書の記述を、別紙2の新旧対照表のとおり補正する。

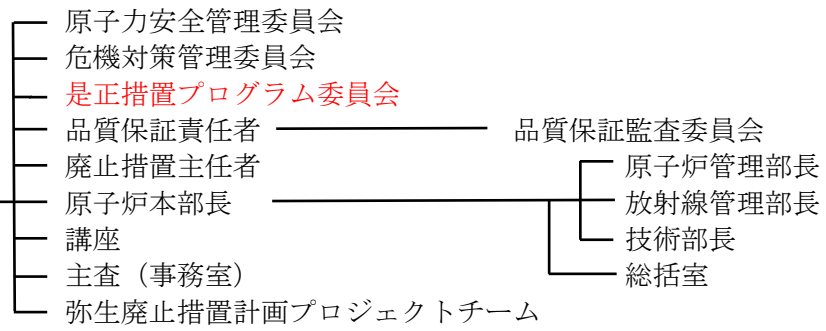
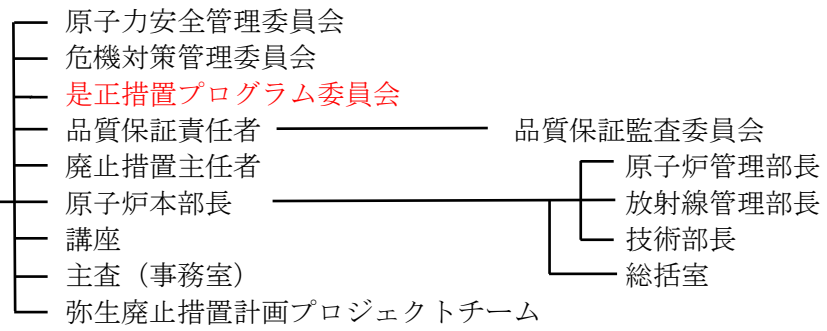
補正の理由

1. 学長の関与を明確にするため。
2. 検査等の独立性の確保を明確にするため。
3. 保安に関する技術情報について、他の試験研究用等原子炉設置者との共有を明確にするため。
4. 不適合発生時の情報の公開について明確にするため。
5. 目の水晶体の線量限度の変更に関する規則等の改正を踏まえた変更のため。
6. その他、表記の適正化のため。

一部補正に係る新旧対照表
(赤字は、令和 2 年 9 月 2 9 日付けで申請した変更箇所、
青字は、今回申請の一部補正箇所を示す。)

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p style="text-align: right;">REG201</p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>(昭和46年 4月 8日)</p> <p>改正 昭和46年 9月 8日 昭和47年 6月13日 昭和47年 7月18日 昭和48年 4月17日 昭和48年 5月 4日 昭和49年 8月19日 昭和50年12月19日 昭和53年 2月 1日 昭和53年 4月 4日 昭和55年 3月 3日 昭和59年 3月28日 平成 元年 3月28日 平成 4年 8月21日 平成 6年10月14日 平成10年 2月26日 平成10年 4月 7日 平成12年11月30日 平成13年 3月14日 平成14年10月31日 平成14年11月26日 平成15年 7月16日 平成16年 3月31日 平成16年 5月31日 平成17年 3月30日 平成17年 8月 3日 平成24年 9月 6日 平成26年 2月21日 平成26年 6月12日 平成28年 3月31日 平成29年11月27日 令和 元年 9月25日 <u>令和 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和 年 月</u></p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p>	<p style="text-align: right;">REG201</p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>(昭和46年 4月 8日)</p> <p>改正 昭和46年 9月 8日 昭和47年 6月13日 昭和47年 7月18日 昭和48年 4月17日 昭和48年 5月 4日 昭和49年 8月19日 昭和50年12月19日 昭和53年 2月 1日 昭和53年 4月 4日 昭和55年 3月 3日 昭和59年 3月28日 平成 元年 3月28日 平成 4年 8月21日 平成 6年10月14日 平成10年 2月26日 平成10年 4月 7日 平成12年11月30日 平成13年 3月14日 平成14年10月31日 平成14年11月26日 平成15年 7月16日 平成16年 3月31日 平成16年 5月31日 平成17年 3月30日 平成17年 8月 3日 平成24年 9月 6日 平成26年 2月21日 平成26年 6月12日 平成28年 3月31日 平成29年11月27日 令和 元年 9月25日 <u>令和 年 月 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和 年 月</u></p> <p>東京大学大学院工学系研究科原子力専攻</p>	

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条-第3条)</p> <p>第2章 職務及び組織 (第4条-第17条)</p> <p>第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p> 第1節 運転と保守点検 (第18条-第21条)</p> <p> 第2節 弥生施設の施設管理及び定期事業者検査</p> <p> 第3節 運転と保守点検に伴う管理 (第22条-第31条)</p> <p>第4章 核燃料の管理 (第32条-第35条)</p> <p>第5章 管理区域等の設定 (第36条-第42条)</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p> 第1節 管理区域及び一時管理区域での遵守事項 (第43条-第49条)</p> <p> 第2節 被ばく管理 (第50条-第56条)</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理 (第57条-第59条)</p> <p>第8章 非常の場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第9章 保安教育及び訓練 (第63条・第64条)</p> <p>第10章 記録その他 (第65条・第66条)</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム (第67条-第71条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条-第3条)</p> <p>第2章 職務及び組織 (第4条-第17条)</p> <p>第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p> 第1節 運転と保守点検 (第18条-第21条)</p> <p> 第2節 弥生施設の施設管理及び定期事業者検査</p> <p> 第3節 運転と保守点検に伴う管理 (第22条-第31条)</p> <p>第4章 核燃料の管理 (第32条-第35条)</p> <p>第5章 管理区域等の設定 (第36条-第42条)</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p> 第1節 管理区域及び一時管理区域での遵守事項 (第43条-第49条)</p> <p> 第2節 被ばく管理 (第50条-第56条)</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理 (第57条-第59条)</p> <p>第8章 非常の場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第9章 保安教育及び訓練 (第63条・第64条)</p> <p>第10章 記録その他 (第65条・第66条)</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム (第67条-第73条)</p>	

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「特別管理区域」とは、廃止措置に関する作業に際し、被ばく防止及び汚染防止のために、管理区域内に期間を限って重点的な管理を行うために設ける区域をいう。</p> <p>(2) 「品質マネジメントシステム」とは、弥生施設に係る試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第6条の3に定められる保安に係る品質管理に必要な体制をいう。</p> <p>(3) 「廃止措置計画」とは、平成24年8月24日付け24文科科第366号で承認を得た弥生施設に係る廃止措置計画を始めとし、状況を鑑みて変更承認を得た最新の廃止措置計画をいう。</p> <p>第2章 職務及び組織</p> <p>(弥生施設に係る管理組織体制) 第4条 弥生施設の管理を行うために、専攻に原子炉本部、講座、事務室及び弥生廃止措置計画プロジェクトチームを置く。</p> <p>2 弥生施設に係る管理組織は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">学長 - 専攻長</div>  </div> <p>(学長) 第4条の2 学長及び学長より権限を委譲された者（以下、「学長等」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>(1) 品質方針を設定する。</p> <p>(2) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取り組みに参画できる環境を整える。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できることを確実にする。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>(是正措置プログラム委員会) 第7条の2 専攻に是正措置プログラム委員会（以下「CAP委員会」という。）を置く。CAP委員会は、弥生施設の品質に影響を及ぼす事象を対象として必要な対応を審議する。</p> <p>2 次の各号に掲げる事項を決定するにあたっては、CAP委員会の審議を経るものとする。</p> <p>(1) 是正措置案の受付</p> <p>(2) 是正措置案の採否の決定</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「特別管理区域」とは、廃止措置に関する作業に際し、被ばく防止及び汚染防止のために、管理区域内に期間を限って重点的な管理を行うために設ける区域をいう。</p> <p>(2) 「品質マネジメントシステム」とは、弥生施設に係る試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第6条の3に定められる保安に係る品質管理に必要な体制をいう。</p> <p>(3) 「廃止措置計画」とは、平成24年8月24日付け24文科科第366号で承認を得た弥生施設に係る廃止措置計画を始めとし、状況を鑑みて変更承認を得た最新の廃止措置計画をいう。</p> <p>第2章 職務及び組織</p> <p>(弥生施設に係る管理組織体制) 第4条 弥生施設の管理を行うために、専攻に原子炉本部、講座、事務室及び弥生廃止措置計画プロジェクトチームを置く。</p> <p>2 弥生施設に係る管理組織は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">学長 - 専攻長</div>  </div> <p>(学長) 第4条の2 学長及び学長より権限を委譲された者（以下、「学長等」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>(1) 品質方針を設定する。</p> <p>(2) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取り組みに参画できる環境を整える。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できることを確実にする。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>(是正措置プログラム委員会) 第7条の2 専攻に是正措置プログラム委員会（以下「CAP委員会」という。）を置く。CAP委員会は、弥生施設の品質に影響を及ぼす事象を対象として必要な対応を審議する。</p> <p>2 次の各号に掲げる事項を決定するにあたっては、CAP委員会の審議を経るものとする。</p> <p>(1) 是正処置及び未然防止処置案の受付</p> <p>(2) 是正処置及び未然防止処置案の採否の決定</p>	<p>・学長の関与を明確にするため。</p> <p>・表記の適正化 ・同上</p>

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>(3) 採択された是正措置の完了判定 (4) 是正措置のフォローアップ 3 CAP委員会は、専攻長を委員長とし、専攻の保安に関する業務に従事している者の中から専攻長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>(品質保証責任者及び品質保証監査委員会) 第8条 学長等は、品質保証責任者を任命し、次の各号に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性が維持されているようにすること。 (2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、学長等に報告すること。 (3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 品質保証責任者の下に品質保証監査委員会を置く。品質保証監査委員会は、品質保証に係る評価(監査)を行う。 3 品質保証監査委員会は、第4条第2項の組織に所属しない者(但し、講座に所属する者については第15条の業務協力要請がなされていない者。)の中から選任する者を委員長とし、これに専攻長が選任する委員をもって構成する。専攻長は、必要に応じ専攻に所属する者以外の者を委員長又は委員に選任することができる。 4 品質保証監査委員会は、第67条の定めによる品質保証計画指針に基づき、定期的に開催し、その都度評価(監査)結果を品質保証責任者を通じ専攻長に報告する。 5 専攻長は、前項の報告を尊重しなければならない。</p> <p>第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p>第1節 運転と保守点検</p> <p>(巡視及び点検) 第19条 各部長は、別表第9に掲げられる設備について、1日1回以上巡視をしなければならない。また、放射線管理部長は第12条第1項第2号の施設のうちの液体及び気体廃棄施設を、又技術部長は第13条第1項第1号の設備をそれぞれ1日1回以上点検しなければならない。</p> <p>2 前項の巡視及び点検は弥生施設巡視点検記録表により行うものとし、各部長は、各日の巡視及び点検担当者に実施を依頼するものとする。 3 各部長は、第1項の巡視及び点検の結果異常を認めたときには、原子炉本部長に口頭で報告するとともに、異常発生の原因を調査し、異常を取り除くための措置を行わなければならない。 4 各部長は、前項に関する記録を作成し、原子炉本部長に報告しなければならない。 5 原子炉本部長は、第3項の報告により法令報告を必要とする異常発生と認めたときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>第2節 弥生施設の施設管理及び定期事業者検査</p> <p>(施設管理方針) 第19条の2 専攻長は、施設管理方針を策定し、廃止措置主任者の相違を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理目標)</p>	<p>(3) 採択された是正処置及び未然防止処置の完了判定 (4) 是正処置及び未然防止処置のフォローアップ 3 CAP委員会は、専攻長を委員長とし、専攻の保安に関する業務に従事している者の中から専攻長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>(品質保証責任者及び品質保証監査委員会) 第8条 専攻長は、品質保証責任者を任命し、次の各号に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性が維持されているようにすること。 (2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、学長等に報告すること。 (3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識が向上するようにすること。 (4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 品質保証責任者の下に品質保証監査委員会を置く。品質保証監査委員会は、品質保証に係る評価(監査(検査プロセスの事前監査及び定期事業者検査を含む。))を行う。 3 品質保証監査委員会は、第4条第2項の組織に所属しない者(但し、講座に所属する者については第15条の業務協力要請がなされていない者。)の中から選任する者を委員長とし、これに専攻長が選任する委員をもって構成する。専攻長は、必要に応じ専攻に所属する者以外の者を委員長又は委員に選任することができる。 4 品質保証監査委員会は、第67条の定めによる品質保証計画指針に基づき、定期的に開催し、その都度評価(監査)結果を品質保証責任者を通じ専攻長に報告する。 5 専攻長は、前項の報告を尊重しなければならない。</p> <p>第3章 廃止措置計画に伴う施設・設備の運転・保守管理</p> <p>第1節 運転と保守点検</p> <p>(施設管理) 第19条 各部長は、第19条の4で策定された施設管理実施計画に基づき、別表第9に掲げられる設備について、1日1回以上巡視をしなければならない。また、放射線管理部長は第12条第1項第2号の施設のうちの液体及び気体廃棄施設を、又技術部長は第13条第1項第1号の設備をそれぞれ1日1回以上点検しなければならない。</p> <p>2 前項の巡視及び点検は弥生施設巡視点検記録表により行うものとし、各部長は、各日の巡視及び点検担当者に実施を依頼するものとする。 3 各部長は、第1項の巡視及び点検の結果異常を認めたときには、原子炉本部長に口頭で報告するとともに、異常発生の原因を調査し、異常を取り除くための措置を行わなければならない。 4 各部長は、前項に関する記録を作成し、原子炉本部長に報告しなければならない。 5 原子炉本部長は、第3項の報告により法令報告を必要とする異常発生と認めたときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>第2節 弥生施設の施設管理及び定期事業者検査</p> <p>(施設管理方針) 第19条の2 専攻長は、施設管理方針を策定し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理目標)</p>	<p>・表記の適正化 ・同上</p> <p>・学長及び専攻長の関与を明確にするため</p> <p>・同上</p> <p>・検査等の独立性の確保を明確にするため</p> <p>・表記の適正化</p> <p>・誤植の訂正</p>

補 正 前 (令和2年9月29日申請時)	補 正 後	備 考
<p>第19条の3 原子炉本部長は、弥生施設について施設管理目標を策定し、廃止措置主任者の同意と専攻長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画)</p> <p>第19条の4 原子炉本部長は、弥生施設の設備、機器について、各部長と協議の上次の各号に掲げる事項を定めた施設管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 設計及び工事に関すること。 (3) 巡視（保全のために実施するものに限る。）に関すること。 (4) 点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 (5) 工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止措置を含む。）に関すること。</p> <p>(7) 施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の施設管理実施計画について廃止措置主任者の同意と専攻長の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画に基づく施設管理とそれにかかる有効性評価)</p> <p>第19条の5 原子炉本部長は、弥生施設の設備、機器について施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は施設管理の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査の実施計画)</p> <p>第19条の6 原子炉本部長は、定期事業者検査を実施しようとするときには、次の各号に掲げる事項を定めた検査計画を策定し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。これを変更しようするときも、同様とする。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査項目 (3) 予定期間</p> <p>(定期事業者検査及び自主検査)</p> <p>第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、以下の各号に掲げる弥生施設の定期事業者検査を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。</p> <p>(1) 計測制御系統施設に含まれる計器及び放射線管理施設に含まれる放射線測定器の校正を年1回 (2) 前号に掲げるものを除く別表第9に掲げる廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）の性能検査を年1回（ただし、分解検査については、10年に1回以上行うこととする）</p> <p>2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない</p>	<p>第19条の3 原子炉本部長は、弥生施設について施設管理目標を策定し、廃止措置主任者の同意と専攻長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画)</p> <p>第19条の4 原子炉本部長は、弥生施設の設備、機器について、各部長と協議の上、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 設計及び工事に関すること。 (3) 巡視（保全のために実施するものに限る。）に関すること。 (4) 点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 (5) 工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の施設管理実施計画について廃止措置主任者の同意と専攻長の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画に基づく施設管理とそれにかかる有効性評価)</p> <p>第19条の5 原子炉本部長は、弥生施設の設備、機器について施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</p> <p>2 原子炉本部長は施設管理の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査の実施計画)</p> <p>第19条の6 原子炉本部長は、定期事業者検査を受検しようとするときには、次の各号に掲げる事項を定めた検査計画を策定し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。これを変更しようするときも、同様とする。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査項目 (3) 予定期間</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第19条の7 専攻長は、品質保証監査委員会を通じ、以下の各号に掲げる弥生施設の定期事業者検査を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。</p> <p>(1) 計測制御系統施設に含まれる計器及び放射線管理施設に含まれる放射線測定器の校正を年1回 (2) 前号に掲げるものを除く別表第9に掲げる廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）の性能検査を年1回（ただし、分解検査については、10年に1回以上行うこととする）</p> <p>(自主点検)</p> <p>第20条 原子炉本部長は、各部長を通じ、以下の各号に掲げる弥生施設の自主点検を行わなければならない。ただし、廃止措置計画書に示す設備の性能を維持すべき期間に限る。</p> <p>(1) 削除 (2) 削除</p> <p>2 各部長は、所掌する施設についての保守点検を自ら期間を定め定期的に行わなければならない</p>	<p>・表記の適正化</p> <p>・同上</p> <p>・誤植の訂正</p> <p>・表記の適正化</p> <p>・検査等の独立性の確保を明確にするため</p> <p>・同上</p>

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>い。又保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合は、その旨を設備に掲示し、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、第1項の定期事業者検査及び第5項による臨時自主検査を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。</p> <p>5 専攻長は、前項の報告（臨時自主検査を除く。）により定期的な保守点検以外の検査が必要と認めたとときには、原子炉本部長に対し臨時自主検査を行うよう命ずることができる。</p> <p>第3節 運転と保守点検に伴う管理</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物) 第56条の2 放射線管理部長は、廃止措置計画に基づき発生する解体廃棄物等について、その使用履歴、設置状況等から汚染がないことが明らかであるか又は汚染部分が限定されていることが明らかで、汚染部分を分離・除去したものであるものについては、放射性廃棄物でない廃棄物として管理しなければならない。</p> <p>(固体状の核燃料物質で汚染されたもの) 第57条 変更なし</p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄) 第59条 放射線管理部長は、弥生施設の排気口における排気中の放射性物質の1日の平均濃度が線量限度等を定める告示別表第1第5欄及び同別表第2第3欄に定められる濃度限度（以下「空气中濃度限度」という。）の100倍を超えないようにするとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の放射性物質の濃度が空气中濃度限度の100倍を超え又は超えるおそれのあるときには、原子炉本部長に口頭で報告しなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、関係者に対し、事態に対処するための指示をしなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、第2項の報告により、法令報告を必要とする異常と認めたとときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>第9章 保安教育及び訓練</p> <p>(保安教育及び訓練) 第63条 弥生施設に係る保安教育の実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉本部長は保安教育実施計画を作成し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 保安教育は、以下の者を対象とする。 イ 弥生施設の管理に従事する者</p> <p>(3) 保安教育は、別表第7に掲げる内容で構成する。</p> <p>(4) 原子炉本部長は、保安教育の実施の都度、実施時期、対象者名及び実施内容を明らかにし、又その実施結果を記録し、専攻長に報告するとともに廃止措置主任者に通知するものとする。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の保安教育を終了した者以外の者に弥生施設の管理に従事させてはならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、別表第7に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p>	<p>い。又保守点検を行った場合には、その旨を記録し、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>3 各部長は、廃止措置計画に基づき設備の性能を維持すべき必要がなくなった場合は、その旨を設備に掲示し、原子炉本部長に報告しなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、第1項の定期事業者検査及び第5項による臨時自主点検を終えたとき又は前項の報告を受けたときには、専攻長に報告するとともに、廃止措置主任者に通知しなければならない。</p> <p>5 専攻長は、前項の報告（臨時自主点検を除く。）により定期的な保守点検以外の点検が必要と認めたとときには、原子炉本部長に対し臨時自主点検を行うよう命ずることができる。</p> <p>第3節 運転と保守点検に伴う管理</p> <p>第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物) 第56条の2 放射線管理部長は、廃止措置計画に基づき発生する解体廃棄物等について、その使用履歴、設置状況等から汚染がないことが明らかであるか又は汚染部分が限定されていることが明らかで、汚染部分を分離・除去したものであるものについては、放射性廃棄物でない廃棄物として管理しなければならない。</p> <p>(固体状の核燃料物質で汚染されたもの) 第57条 変更なし</p> <p>(気体状放射性廃棄物の廃棄) 第59条 放射線管理部長は、弥生施設の排気口における排気中の放射性物質の1日の平均濃度が線量限度等を定める告示別表第1第5欄及び同別表第2第3欄に定められる濃度限度（以下「空气中濃度限度」という。）の100倍を超えないようにするとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるように管理しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の放射性物質の濃度が空气中濃度限度の100倍を超え又は超えるおそれのあるときには、原子炉本部長に口頭で報告しなければならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、前項の報告を受けたときには、関係者に対し、事態に対処するための指示をしなければならない。</p> <p>4 原子炉本部長は、第2項の報告により、法令報告を必要とする異常と認めたとときには、第66条に規定される措置を行うものとする。</p> <p>第9章 保安教育及び訓練</p> <p>(保安教育及び訓練) 第63条 弥生施設に係る保安教育の実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉本部長は保安教育実施計画を作成し、廃止措置主任者の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 保安教育は、以下の者を対象とする。 イ 弥生施設の管理に従事する者</p> <p>(3) 保安教育は、別表第7に掲げる内容で構成する。</p> <p>(4) 原子炉本部長は、保安教育の実施の都度、実施時期、対象者名及び実施内容を明らかにし、又その実施結果を記録し、専攻長に報告するとともに廃止措置主任者に通知するものとする。</p> <p>2 原子炉本部長は、前項の保安教育を終了した者以外の者に弥生施設の管理に従事させてはならない。</p> <p>3 原子炉本部長は、別表第7に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p>	<p>・検査等の独立性の確保を明確にするため及び用語の適正化</p> <p>・用語の適正化</p>

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>4 原子炉本部長は、既に行った保安教育の内容に変更が生じた場合及び保安教育が不十分と認められる者に対しては、再教育を行うものとする。</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質保証計画指針 (品質マニュアル) の策定) 第67条 専攻長は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、原子炉設置許可及び廃止措置計画申請書において、原子炉施設の保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備について、委員会を召集し、品質保証計画指針 (品質マニュアル) を策定しなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(品質マネジメント活動の実施) 第68条 第4条第2項に掲げられる組織に示される者等は、第5条から第17条に定められるそれぞれの職務に関し、前条の定めによる品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、品質保証活動を実施しなければならない。また、品質マネジメント活動の実施を通じ品質保証計画指針 (品質マニュアル)の改善の必要を認めたときには、専攻長に報告しなければならない。 2 専攻長は、前条の品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、第4条第2項に掲げられる組織に示される者に対し、品質マネジメントに係る教育 (品質保証責任者及び内部監査員が職務遂行のために必要な教育並びに品質マネジメントに係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育) を実施しなければならない。</p> <p>(品質マネジメント活動の評価 (監査)) 第69条 品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、品質マネジメント活動の評価 (監査) は、第8条第2項に定められる品質保証監査委員会が行う。 2 品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、専攻長は、第8条第4項の報告に基づく不適合の管理及び品質マネジメント活動の評価の結果改善が必要な場合には、関係者に対し品質保証計画指針 (品質マニュアル)の改善他の必要な指示等を行わなければならない。</p> <p>(品質保証計画指針 (品質マニュアル) の継続的な改善) 第70条 専攻長は、品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づく定期的なマネジメントレビューを含む自らの品質マネジメント活動を通じて必要と認めたとき、第68条第1項の報告を受けた</p>	<p>4 原子炉本部長は、既に行った保安教育の内容に変更が生じた場合及び保安教育が不十分と認められる者に対しては、再教育を行うものとする。</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質保証計画指針 (品質マニュアル) の策定) 第67条 専攻長は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、原子炉設置許可及び廃止措置計画申請書において、原子炉施設の保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備について、委員会を召集し、品質保証計画指針 (品質マニュアル) を策定しなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(品質マネジメント活動の実施) 第68条 第4条第2項に掲げられる組織に示される者等は、第5条から第17条に定められるそれぞれの職務に関し、前条の定めによる品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、品質保証活動を実施しなければならない。また、品質マネジメント活動の実施を通じ品質保証計画指針 (品質マニュアル)の改善の必要を認めたときには、専攻長に報告しなければならない。 2 専攻長は、前条の品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、第4条第2項に掲げられる組織に示される者に対し、品質マネジメントに係る教育 (品質保証責任者及び内部監査員が職務遂行のために必要な教育並びに品質マネジメントに係る組織に属する者が保安に関し必要な個々の事項の職務遂行のために必要な教育) を実施しなければならない。</p> <p>(技術情報の共有と活用) 第69条 原子炉本部長は、メーカー等の保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報について、専攻内での情報共有を図るとともに、必要があれば他事業者とも情報共有し、自らの原子炉施設の保安の向上に努めなければならない。 2 技術情報の共有は、委員会やCAP委員会でも行う。 3 原子炉本部長は、得られた技術情報に対し、必要性があると認めた場合には、廃止措置主任者の同意を得て、その対策を講じなければならない。</p> <p>(不適合発生時の公開基準) 第70条 専攻長は、品質マネジメントシステムに基づく保安活動において、明らかに原子炉施設の保安に影響を与える不適合と判断される場合には、次の各号に掲げる事項を、専攻ホームページにて公開しなければならない。なお、ホームページでの公開については、学長に報告の上で行うものとする。 (1) 不適合発生日時 (2) 不適合の内容 (3) 不適合事案における専攻該当への影響 (4) 不適合の原因と再発防止のための未然防止処置の内容</p> <p>(品質マネジメント活動の評価 (監査)) 第71条 品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、品質マネジメント活動の評価 (監査) は、第8条第2項に定められる品質保証監査委員会が行う。 2 品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づき、専攻長は、第8条第4項の報告に基づく不適合の管理及び品質マネジメント活動の評価の結果改善が必要な場合には、関係者に対し品質保証計画指針 (品質マニュアル)の改善他の必要な指示等を行わなければならない。</p> <p>(品質保証計画指針 (品質マニュアル) の継続的な改善) 第72条 専攻長は、品質保証計画指針 (品質マニュアル)に基づく定期的なマネジメントレビューを含む自らの品質マネジメント活動を通じて必要と認めたとき、第68条第1項の報告を受けた</p>	<p>・保安に関する技術情報について、他の試験研究用等原子炉設置者との共有を明確にするため。</p> <p>・不適合発生時の情報の公開について明確にするため。</p> <p>・条文追加による繰下げ</p> <p>・同上</p>

補正前 (令和2年9月29日申請時)		補正後		備考																																											
<p>とき又は前条第2項の不適合が認められたときには、第67条に定められる措置及び予防・是正措置を行わなければならない。</p> <p>(文書及び記録) 第71条 品質マネジメント活動に必要な文書及び記録は、別表第8の記録事項11に掲げるもの 他、品質保証計画指針 (品質マニュアル) においてこれを定める。</p> <p>附則 (令和 年 月 日) この規定は、原子力規制委員会の承認を得た日より施行する。</p> <p>別表第3 放射線業務従事者に係る線量限度の基準</p>		<p>とき又は前条第2項の不適合が認められたときには、第67条に定められる措置並びに未然防止処 置及び是正処置を行わなければならない。</p> <p>(文書及び記録) 第73条 品質マネジメント活動に必要な文書及び記録は、別表第8の記録事項11に掲げるもの 他、品質保証計画指針 (品質マニュアル) においてこれを定める。</p> <p>附則 (令和 年 月 日) この規定は、原子力規制委員会の承認を得た日より施行する。</p> <p>別表第3 放射線業務従事者に係る線量限度の基準</p>		<p>・表記の適正化</p> <p>・条文追加による繰下げ</p> <p>・目の水晶体の線量限度の変更に関する規則等の改正を踏まえた変更のため。</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">線量限度 (法令)</th> <th rowspan="2">保安規定 による 限度</th> <th colspan="2">事業所内管理基準</th> </tr> <tr> <th>3月間</th> <th>4月1日を 始期とする 1年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td>1) 5年間 100mSv 2) 1年間 50mSv 3) 女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思がない旨を東京大学学長に書面で申出た者及び4) に規定する者を除く。) 3月間 5mSv 4) 妊娠中である女子 (本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ったときから出産まで) の内部被ばく 1mSv</td> <td rowspan="4">線量限度の1/10 (ただし、第1段階作業では、線量限度の1/2*)</td> <td>左記 1) 及び 2) について 3mSv (ただし、第1段階作業では、15mSv)</td> <td>左記 1) 及び 2) について 5mSv (ただし、第1段階作業では、25mSv)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>目の水晶体</td> <td>9mSv</td> <td>15mSv</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>30mSv</td> <td>50mSv</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>			線量限度 (法令)	保安規定 による 限度	事業所内管理基準		3月間	4月1日を 始期とする 1年間	実効線量	1) 5年間 100mSv 2) 1年間 50mSv 3) 女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思がない旨を東京大学学長に書面で申出た者及び4) に規定する者を除く。) 3月間 5mSv 4) 妊娠中である女子 (本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ったときから出産まで) の内部被ばく 1mSv	線量限度の1/10 (ただし、第1段階作業では、線量限度の1/2*)	左記 1) 及び 2) について 3mSv (ただし、第1段階作業では、15mSv)	左記 1) 及び 2) について 5mSv (ただし、第1段階作業では、25mSv)	等価線量	目の水晶体	9mSv	15mSv	皮膚	30mSv	50mSv	妊娠中である女子の腹部表面	—		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">線量限度 (法令)</th> <th rowspan="2">保安規定 による 限度</th> <th colspan="2">事業所内管理基準</th> </tr> <tr> <th>3月間</th> <th>4月1日を 始期とする 1年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td> <td>1) 5年間 100mSv 2) 1年間 50mSv 3) 女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思がない旨を東京大学学長に書面で申出た者及び4) に規定する者を除く。) 3月間 5mSv 4) 妊娠中である女子 (本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ったときから出産まで) の内部被ばく 1mSv</td> <td rowspan="4">線量限度の1/10 (ただし、第1段階作業では、線量限度の1/2*)</td> <td>左記 1) 及び 2) について 3mSv (ただし、第1段階作業では、15mSv)</td> <td>左記 1) 及び 2) について 5mSv (ただし、第1段階作業では、25mSv)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>目の水晶体**)</td> <td>3mSv</td> <td>5mSv</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>30mSv</td> <td>50mSv</td> </tr> <tr> <td>妊娠中である女子の腹部表面</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>			線量限度 (法令)	保安規定 による 限度	事業所内管理基準		3月間	4月1日を 始期とする 1年間	実効線量	1) 5年間 100mSv 2) 1年間 50mSv 3) 女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思がない旨を東京大学学長に書面で申出た者及び4) に規定する者を除く。) 3月間 5mSv 4) 妊娠中である女子 (本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ったときから出産まで) の内部被ばく 1mSv	線量限度の1/10 (ただし、第1段階作業では、線量限度の1/2*)	左記 1) 及び 2) について 3mSv (ただし、第1段階作業では、15mSv)	左記 1) 及び 2) について 5mSv (ただし、第1段階作業では、25mSv)	等価線量	目の水晶体**)	3mSv	5mSv	皮膚	30mSv	50mSv	妊娠中である女子の腹部表面	—	
	線量限度 (法令)				保安規定 による 限度	事業所内管理基準																																									
		3月間	4月1日を 始期とする 1年間																																												
実効線量	1) 5年間 100mSv 2) 1年間 50mSv 3) 女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思がない旨を東京大学学長に書面で申出た者及び4) に規定する者を除く。) 3月間 5mSv 4) 妊娠中である女子 (本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ったときから出産まで) の内部被ばく 1mSv	線量限度の1/10 (ただし、第1段階作業では、線量限度の1/2*)	左記 1) 及び 2) について 3mSv (ただし、第1段階作業では、15mSv)	左記 1) 及び 2) について 5mSv (ただし、第1段階作業では、25mSv)																																											
等価線量	目の水晶体		9mSv	15mSv																																											
	皮膚		30mSv	50mSv																																											
	妊娠中である女子の腹部表面		—																																												
	線量限度 (法令)	保安規定 による 限度	事業所内管理基準																																												
			3月間	4月1日を 始期とする 1年間																																											
実効線量	1) 5年間 100mSv 2) 1年間 50mSv 3) 女子 (妊娠不能と診断された者、妊娠の意思がない旨を東京大学学長に書面で申出た者及び4) に規定する者を除く。) 3月間 5mSv 4) 妊娠中である女子 (本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ったときから出産まで) の内部被ばく 1mSv	線量限度の1/10 (ただし、第1段階作業では、線量限度の1/2*)	左記 1) 及び 2) について 3mSv (ただし、第1段階作業では、15mSv)	左記 1) 及び 2) について 5mSv (ただし、第1段階作業では、25mSv)																																											
等価線量	目の水晶体**)		3mSv	5mSv																																											
	皮膚		30mSv	50mSv																																											
	妊娠中である女子の腹部表面		—																																												
<p>*) : 廃止措置計画に基づく第1段階作業での放射線業務従事者に係る線量限度の基準については、線量限度等を定める告示第5条に定められる放射線業務従事者に係る線量限度の2分の1を上限として、専攻長が定めることができる。なお、基準を変更する場合には、廃止措置主任者に意見を求めるものとする。</p>		<p>*) : 廃止措置計画に基づく第1段階作業での放射線業務従事者に係る線量限度の基準については、線量限度等を定める告示第5条に定められる放射線業務従事者に係る線量限度の2分の1を上限として、専攻長が定めることができる。なお、基準を変更する場合には、廃止措置主任者に意見を求めるものとする。</p> <p>**): 令和3年3月31日までは1年間につき150mSvとし、令和3年4月1日から施行する。</p>																																													

補正前 (令和2年9月29日申請時)						補正後						備考
別表第5 放射線測定						別表第5 放射線測定						
測定対象	測定器及び測定方法	測定線種	数量	測定場所	頻度	測定対象	測定器及び測定方法	測定線種	数量	測定場所	頻度	
建屋内の空間線量当量(率)	γ線エリアモニタ	γ線	4	原子炉棟内	保守検査時を除き常時	建屋内の空間線量当量(率)	γ線エリアモニタ	γ線	4	原子炉棟内	保守検査時を除き常時	
	中性子エリアモニタ	速中性子	3				中性子エリアモニタ	速中性子	3			
		熱中性子	3				熱中性子	3				
TLD等	γ線及び中性子線	1式以上	屋内の定点	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回	TLD等	γ線及び中性子線	1式以上	屋内の定点	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回			
屋外の空間線量当量(率)	モニタリングポスト	γ線	2	周辺監視区域境界近傍	保守検査時を除き常時	屋外の空間線量当量(率)	モニタリングポスト	γ線	2	周辺監視区域境界近傍	保守検査時を除き常時	
	TLD等	γ線及び中性子線	1式以上	屋外の定点	四半期毎	TLD等	γ線及び中性子線	1式以上	屋外の定点	四半期毎		
スタック排気中の放射性物質の濃度	ガスモニタ	γ線	1	スタック内 (サンプリング点)	保守検査時を除き常時	スタック排気中の放射性物質の濃度	ガスモニタ	γ線	1	スタック内 (サンプリング点)	保守検査時を除き常時	
	ダストモニタ	β線 γ線	1			ダストモニタ	β線 γ線	1				
管理区域内の空気中の放射性物質の濃度	ダストサンプラ、GMカウンタ及びガスフローカウンタ又はシンチレーションカウンタ			管理区域内の定点及び必要な場所 (サンプリング点)	随時	管理区域内の空気中の放射性物質の濃度	ダストサンプラ、GMカウンタ及びガスフローカウンタ又はシンチレーションカウンタ			管理区域内の定点及び必要な場所 (サンプリング点)	随時	
表面密度	スミヤー法	α線、β線及びγ線	1式以上	管理区域内の定点及び必要な場所 (サンプリング点)	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回	表面密度	スミヤー法	α線、β線及びγ線	1式以上	管理区域内の定点及び必要な場所 (サンプリング点)	(原子炉室内) 毎週1回 (原子炉室以外) 毎月1回	
	サーベイメータ			必要な場所	必要なとき		サーベイメータ			必要な場所	必要なとき	
液体廃棄物の濃度	GMカウンタ及びガスフローカウンタ又はシンチレーションカウンタ	α線、β線及びγ線	1式以上	貯溜槽 (サンプリング点)	排水時及び必要なとき	液体廃棄物の濃度	GMカウンタ及びガスフローカウンタ又はシンチレーションカウンタ	α線、β線及びγ線	1式以上	貯溜槽 (サンプリング点)	排水時及び必要なとき	

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考																																																
<table border="1" data-bbox="519 409 1053 1564"> <thead> <tr> <th>法令に指定される内容</th> <th>教育項目</th> <th>具体的な教育内容</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令及び保安規定に関すること。</td> <td>法令</td> <td>原子力関連の法令概要に関すること。</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</td> <td>保安規定 設備概要 保守管理</td> <td>保安規定で規定されている事項に関すること。 弥生施設の主要な構造、性能に関すること。 巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。 放射線の人体に与える影響に関すること。 放射線の安全取扱いに関すること。</td> <td>0.5時間以上 2時間以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関すること。</td> <td>放射線防護 放射線管理</td> <td>放射線の安全取扱いに関すること。 管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。 線量限度ほか被ばく管理に関すること。 放射線測定器の取扱いに関すること。</td> <td>0.5時間以上 0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。</td> <td></td> <td>核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。 臨界安全管理に関すること。</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td>非常の場合に採るべき処置に関すること。</td> <td></td> <td>非常の場合に採るべき措置の概要に関すること。</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	法令に指定される内容	教育項目	具体的な教育内容	時間数	関係法令及び保安規定に関すること。	法令	原子力関連の法令概要に関すること。	1時間以上	廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	保安規定 設備概要 保守管理	保安規定で規定されている事項に関すること。 弥生施設の主要な構造、性能に関すること。 巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。 放射線の人体に与える影響に関すること。 放射線の安全取扱いに関すること。	0.5時間以上 2時間以上	放射線管理に関すること。	放射線防護 放射線管理	放射線の安全取扱いに関すること。 管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。 線量限度ほか被ばく管理に関すること。 放射線測定器の取扱いに関すること。	0.5時間以上 0.5時間以上	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。		核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。 臨界安全管理に関すること。	0.5時間以上	非常の場合に採るべき処置に関すること。		非常の場合に採るべき措置の概要に関すること。	0.5時間以上	<table border="1" data-bbox="1706 409 2240 1564"> <thead> <tr> <th>法令に指定される内容</th> <th>教育項目</th> <th>具体的な教育内容</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令及び保安規定に関すること。</td> <td>法令</td> <td>原子力関連の法令概要に関すること。</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</td> <td>保安規定 設備概要 保守管理</td> <td>保安規定で規定されている事項に関すること。 弥生施設の主要な構造、性能に関すること。 巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。 放射線の人体に与える影響に関すること。 放射線の安全取扱いに関すること。</td> <td>0.5時間以上 2時間以上</td> </tr> <tr> <td>放射線管理に関すること。</td> <td>放射線防護 放射線管理</td> <td>放射線の安全取扱いに関すること。 管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。 線量限度ほか被ばく管理に関すること。 放射線測定器の取扱いに関すること。</td> <td>0.5時間以上 0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。</td> <td></td> <td>核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。 臨界安全管理に関すること。</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td>非常の場合に採るべき処置に関すること。</td> <td></td> <td>非常の場合に採るべき措置の概要に関すること。</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	法令に指定される内容	教育項目	具体的な教育内容	時間数	関係法令及び保安規定に関すること。	法令	原子力関連の法令概要に関すること。	1時間以上	廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	保安規定 設備概要 保守管理	保安規定で規定されている事項に関すること。 弥生施設の主要な構造、性能に関すること。 巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。 放射線の人体に与える影響に関すること。 放射線の安全取扱いに関すること。	0.5時間以上 2時間以上	放射線管理に関すること。	放射線防護 放射線管理	放射線の安全取扱いに関すること。 管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。 線量限度ほか被ばく管理に関すること。 放射線測定器の取扱いに関すること。	0.5時間以上 0.5時間以上	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。		核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。 臨界安全管理に関すること。	0.5時間以上	非常の場合に採るべき処置に関すること。		非常の場合に採るべき措置の概要に関すること。	0.5時間以上	
法令に指定される内容	教育項目	具体的な教育内容	時間数																																															
関係法令及び保安規定に関すること。	法令	原子力関連の法令概要に関すること。	1時間以上																																															
廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	保安規定 設備概要 保守管理	保安規定で規定されている事項に関すること。 弥生施設の主要な構造、性能に関すること。 巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。 放射線の人体に与える影響に関すること。 放射線の安全取扱いに関すること。	0.5時間以上 2時間以上																																															
放射線管理に関すること。	放射線防護 放射線管理	放射線の安全取扱いに関すること。 管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。 線量限度ほか被ばく管理に関すること。 放射線測定器の取扱いに関すること。	0.5時間以上 0.5時間以上																																															
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。		核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。 臨界安全管理に関すること。	0.5時間以上																																															
非常の場合に採るべき処置に関すること。		非常の場合に採るべき措置の概要に関すること。	0.5時間以上																																															
法令に指定される内容	教育項目	具体的な教育内容	時間数																																															
関係法令及び保安規定に関すること。	法令	原子力関連の法令概要に関すること。	1時間以上																																															
廃止措置中の原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	保安規定 設備概要 保守管理	保安規定で規定されている事項に関すること。 弥生施設の主要な構造、性能に関すること。 巡視点検、定期自主検査及び修理改造に関すること。 放射線の人体に与える影響に関すること。 放射線の安全取扱いに関すること。	0.5時間以上 2時間以上																																															
放射線管理に関すること。	放射線防護 放射線管理	放射線の安全取扱いに関すること。 管理区域ほか各区域の設定と出入管理に関すること。 線量限度ほか被ばく管理に関すること。 放射線測定器の取扱いに関すること。	0.5時間以上 0.5時間以上																																															
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱に関すること。		核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関すること。 臨界安全管理に関すること。	0.5時間以上																																															
非常の場合に採るべき処置に関すること。		非常の場合に採るべき措置の概要に関すること。	0.5時間以上																																															

別表第7 保安教育一覧

別表第7 保安教育一覧

補正前 (令和2年9月29日申請時)			補正後			備考
別表第8 規則第6条に基づく記録			別表第8 規則第6条に基づく記録			
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録事項	記録すべき場合	保存期間	
1 原子炉施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1 原子炉施設の施設管理に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	
ロ 規則第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の指名	実施の都度	原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	ロ 規則第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の指名	実施の都度	原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	
ハ 規則第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及び担当者の指名	評価の都度	原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	ハ 規則第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及び担当者の指名	評価の都度	原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
2 運転記録	廃止措置中のため該当なし		2 運転記録	廃止措置中のため新たな記録なし	廃止措置計画が承認されてから最長十年間	
3 燃料体の記録 イ 燃料体 (使用済燃料を除く。)の種類別の受渡量	受渡しの都度	十年間	3 燃料体の記録 イ 燃料体 (使用済燃料を除く。)の種類別の受渡量	受渡しの都度	十年間	
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後十年	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後十年	
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間	ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	十年間	
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間	ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月一回	十年間	
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(該当なし)	(該当なし)	ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	(該当なし)	(該当なし)	
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	十年間	ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	十年間	
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後十年間	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後十年間	
4 放射線管理記録 イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週一回	十年間	4 放射線管理記録 イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週一回	十年間	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は廃棄監視設備及び排水溝又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度	一日間の平均濃度にあつては毎日一回、三月間の平均濃度にあつては三月ごとに一回	十年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は廃棄監視設備及び排水溝又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度	一日間の平均濃度にあつては毎日一回、三月間の平均濃度にあつては三月ごとに一回	十年間	
ハ 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	十年間	ハ 管理区域における外部放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	十年間	
ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を東京大学学長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の	一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回	規則第六条第五項に定める期間	ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を東京大学学長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の	一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回	規則第六条第五項に定める期間	
						・表記の適正化

補正前 (令和2年9月29日申請時)			補正後			備考
線量並びに本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量			線量並びに本人の申出等により東京大学学長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量			
ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回 (左欄に掲げる当該一年間以降に限る。)	規則第六条第五項に定める期間	ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回 (左欄に掲げる当該一年間以降に限る。)	規則第六条第五項に定める期間	
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	規則第六条第五項に定める期間	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	規則第六条第五項に定める期間	
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	規則第六条第五項に定める期間	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	規則第六条第五項に定める期間	
チ 工場又は事業所 (原子力船を含む。)の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	一年間	チ 工場又は事業所 (原子力船を含む。)の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	一年間	
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ル 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行つた場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	一年間	ル 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行つた場合には、その状況及び担当者の氏名	防止及び除去の都度	一年間	
5 原子炉施設における放射線の利用記録	廃止措置中のため該当なし		5 原子炉施設における放射線の利用記録	廃止措置中のため新たな記録なし	廃止措置計画が承認されてから一年間	
6 原子炉施設等の事故記録			6 原子炉施設等の事故記録			
イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ハ 事故の原因	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ハ 事故の原因	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
ニ 事故後の処置	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	ニ 事故後の処置	その都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
7 気象記録			7 気象記録			
イ 風向及び風速	連続して	十年間	イ 風向及び風速	連続して	十年間	
ロ 降雨量	連続して	十年間	ロ 降雨量	連続して	十年間	
ハ 大気温度	連続して	十年間	ハ 大気温度	連続して	十年間	
8 保安教育の記録			8 保安教育の記録			
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間	

・表記の適正化

補正前 (令和2年9月29日申請時)			補正後			備考
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間	
9 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	9 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	廃止措置終了の確認を受けるまでの期間	
10 原子炉施設の定期的な評価の結果	廃止措置中のため該当なし		10 原子炉施設の定期的な評価の結果	廃止措置中のため該当なし		
11 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間	11 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間	

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考																																																																																
<p style="text-align: center;">別表第9 性能維持施設の性能検査^{*)} (第20条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th>対象機器</th> <th>維持すべき性能</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">原子炉本体</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">炉心集合体駆動設備</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">炉心部 (A反射体)</td> <td>減速機構部ギヤに異常な摩耗が認められないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">分解検査^{**)}</td> </tr> <tr> <td>低速軸及び中間軸に異常な摩耗及び傷が認められないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">駆動装置</td> <td>ベアリングの回転状況が円滑であること</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>走行が円滑であること (駆動速度(0.5m/min±5%)、駆動電流(3.8A以下))</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">固定装置</td> <td>円滑に動作すること</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>指示精度(±5cm以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">位置指示計</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">点検校正</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">重コンクリート遮へい体</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">外観検査</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高速中性子柱設備</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">熱中性子柱設備</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">排風機(7系統) 配管(5系統)</td> <td>著しい変形や損傷が認められないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">外観検査</td> </tr> <tr> <td>ダクト接続部のゆるみがないこと 電動機、配線の腐食、ゆるみがないこと</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	原子炉本体	炉心集合体駆動設備	炉心部 (A反射体)	減速機構部ギヤに異常な摩耗が認められないこと	分解検査 ^{**)}	低速軸及び中間軸に異常な摩耗及び傷が認められないこと	駆動装置	ベアリングの回転状況が円滑であること	作動検査	走行が円滑であること (駆動速度(0.5m/min±5%)、駆動電流(3.8A以下))	固定装置	円滑に動作すること	作動検査	指示精度(±5cm以内)	位置指示計	有意な損傷等がないこと	点検校正	有意な損傷等がないこと	重コンクリート遮へい体	有意な損傷等がないこと	外観検査	有意な損傷等がないこと	高速中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査	有意な損傷等がないこと	熱中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査	有意な損傷等がないこと	管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)	排風機(7系統) 配管(5系統)	著しい変形や損傷が認められないこと	外観検査	ダクト接続部のゆるみがないこと 電動機、配線の腐食、ゆるみがないこと	<p style="text-align: center;">別表第9 性能維持施設の性能検査^{*)} (第20条第1項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th>対象機器</th> <th>維持すべき性能</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">原子炉本体</td> <td rowspan="10" style="text-align: center;">炉心集合体駆動設備</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">炉心部 (A反射体)</td> <td>減速機構部ギヤに異常な摩耗が認められないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">分解検査^{**)}</td> </tr> <tr> <td>低速軸及び中間軸に異常な摩耗及び傷が認められないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">駆動装置</td> <td>ベアリングの回転状況が円滑であること</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>走行が円滑であること (駆動速度(0.5m/min±5%)、駆動電流(3.8A以下))</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">固定装置</td> <td>円滑に動作すること</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>指示精度(±5cm以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">位置指示計</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">点検校正</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">重コンクリート遮へい体</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">外観検査</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高速中性子柱設備</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">熱中性子柱設備</td> <td>有意な損傷等がないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">作動検査</td> </tr> <tr> <td>有意な損傷等がないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">排風機(7系統) 配管(5系統)</td> <td>著しい変形や損傷が認められないこと</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">外観検査</td> </tr> <tr> <td>ダクト接続部のゆるみがないこと 電動機、配線の腐食、ゆるみがないこと</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	原子炉本体	炉心集合体駆動設備	炉心部 (A反射体)	減速機構部ギヤに異常な摩耗が認められないこと	分解検査 ^{**)}	低速軸及び中間軸に異常な摩耗及び傷が認められないこと	駆動装置	ベアリングの回転状況が円滑であること	作動検査	走行が円滑であること (駆動速度(0.5m/min±5%)、駆動電流(3.8A以下))	固定装置	円滑に動作すること	作動検査	指示精度(±5cm以内)	位置指示計	有意な損傷等がないこと	点検校正	有意な損傷等がないこと	重コンクリート遮へい体	有意な損傷等がないこと	外観検査	有意な損傷等がないこと	高速中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査	有意な損傷等がないこと	熱中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査	有意な損傷等がないこと	管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)	排風機(7系統) 配管(5系統)	著しい変形や損傷が認められないこと	外観検査	ダクト接続部のゆるみがないこと 電動機、配線の腐食、ゆるみがないこと	
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																																																																														
原子炉本体	炉心集合体駆動設備	炉心部 (A反射体)	減速機構部ギヤに異常な摩耗が認められないこと	分解検査 ^{**)}																																																																														
			低速軸及び中間軸に異常な摩耗及び傷が認められないこと																																																																															
		駆動装置	ベアリングの回転状況が円滑であること	作動検査																																																																														
			走行が円滑であること (駆動速度(0.5m/min±5%)、駆動電流(3.8A以下))																																																																															
		固定装置	円滑に動作すること	作動検査																																																																														
			指示精度(±5cm以内)																																																																															
		位置指示計	有意な損傷等がないこと	点検校正																																																																														
			有意な損傷等がないこと																																																																															
		重コンクリート遮へい体	有意な損傷等がないこと	外観検査																																																																														
			有意な損傷等がないこと																																																																															
高速中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査																																																																																
	有意な損傷等がないこと																																																																																	
熱中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査																																																																																
	有意な損傷等がないこと																																																																																	
管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)	排風機(7系統) 配管(5系統)	著しい変形や損傷が認められないこと	外観検査																																																																															
		ダクト接続部のゆるみがないこと 電動機、配線の腐食、ゆるみがないこと																																																																																
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																																																																														
原子炉本体	炉心集合体駆動設備	炉心部 (A反射体)	減速機構部ギヤに異常な摩耗が認められないこと	分解検査 ^{**)}																																																																														
			低速軸及び中間軸に異常な摩耗及び傷が認められないこと																																																																															
		駆動装置	ベアリングの回転状況が円滑であること	作動検査																																																																														
			走行が円滑であること (駆動速度(0.5m/min±5%)、駆動電流(3.8A以下))																																																																															
		固定装置	円滑に動作すること	作動検査																																																																														
			指示精度(±5cm以内)																																																																															
		位置指示計	有意な損傷等がないこと	点検校正																																																																														
			有意な損傷等がないこと																																																																															
		重コンクリート遮へい体	有意な損傷等がないこと	外観検査																																																																														
			有意な損傷等がないこと																																																																															
高速中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査																																																																																
	有意な損傷等がないこと																																																																																	
熱中性子柱設備	有意な損傷等がないこと	作動検査																																																																																
	有意な損傷等がないこと																																																																																	
管理区域排気系統 排風機(7系統) 配管(5系統)	排風機(7系統) 配管(5系統)	著しい変形や損傷が認められないこと	外観検査																																																																															
		ダクト接続部のゆるみがないこと 電動機、配線の腐食、ゆるみがないこと																																																																																

補正前 (令和2年9月29日申請時)		補正後		備考		
放射線管理施設	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	
				各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること		点検校正
				捕集効率が90%以上であること		
				有意な損傷等がないこと		
				貯溜能力が約20トン(約20,000L)あること		
				漏洩がないこと		
				満水時に警報が発報すること		
				有害な変形、損傷等がないこと		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.24デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^3 \sim 1 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$)		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.3デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^4 \sim 1 \text{mSv}$)		
				アラート傾斜の相対値が0.05%/V以内、領域150V以上であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
				アラートの開始電圧が900V以下であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
アラート傾斜の相対値が0.15%/V以内、領域150V以上であること						
2.5mSv以上のβ線に対し、計数効率が5%以上であること						
計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps						
計測範囲: 0 ~ 10 ⁶ eps						
有意な損傷等がないこと						
有意な損傷がないこと (水量を保持できること)						
外観検査						
放射線管理施設	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	
				各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること		点検校正
				捕集効率が90%以上であること		
				有意な損傷等がないこと		
				貯溜能力が約20トン(約20,000L)あること		
				漏洩がないこと		
				満水時に警報が発報すること		
				有害な変形、損傷等がないこと		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.24デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^3 \sim 1 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$)		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.3デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^4 \sim 1 \text{mSv}$)		
				アラート傾斜の相対値が0.05%/V以内、領域150V以上であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
				アラートの開始電圧が900V以下であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
アラート傾斜の相対値が0.15%/V以内、領域150V以上であること						
2.5mSv以上のβ線に対し、計数効率が5%以上であること						
計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps						
計測範囲: 0 ~ 10 ⁶ eps						
有意な損傷等がないこと						
有意な損傷がないこと (水量を保持できること)						
外観検査						
放射線管理施設	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	
				各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること		点検校正
				捕集効率が90%以上であること		
				有意な損傷等がないこと		
				貯溜能力が約20トン(約20,000L)あること		
				漏洩がないこと		
				満水時に警報が発報すること		
				有害な変形、損傷等がないこと		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.24デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^3 \sim 1 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$)		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.3デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^4 \sim 1 \text{mSv}$)		
				アラート傾斜の相対値が0.05%/V以内、領域150V以上であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
				アラートの開始電圧が900V以下であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
アラート傾斜の相対値が0.15%/V以内、領域150V以上であること						
2.5mSv以上のβ線に対し、計数効率が5%以上であること						
計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps						
計測範囲: 0 ~ 10 ⁶ eps						
有意な損傷等がないこと						
有意な損傷がないこと (水量を保持できること)						
外観検査						
放射線管理施設	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	
				各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること		点検校正
				捕集効率が90%以上であること		
				有意な損傷等がないこと		
				貯溜能力が約20トン(約20,000L)あること		
				漏洩がないこと		
				満水時に警報が発報すること		
				有害な変形、損傷等がないこと		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.24デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^3 \sim 1 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$)		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.3デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^4 \sim 1 \text{mSv}$)		
				アラート傾斜の相対値が0.05%/V以内、領域150V以上であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
				アラートの開始電圧が900V以下であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
アラート傾斜の相対値が0.15%/V以内、領域150V以上であること						
2.5mSv以上のβ線に対し、計数効率が5%以上であること						
計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps						
計測範囲: 0 ~ 10 ⁶ eps						
有意な損傷等がないこと						
有意な損傷がないこと (水量を保持できること)						
外観検査						
放射線管理施設	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	
				各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること		点検校正
				捕集効率が90%以上であること		
				有意な損傷等がないこと		
				貯溜能力が約20トン(約20,000L)あること		
				漏洩がないこと		
				満水時に警報が発報すること		
				有害な変形、損傷等がないこと		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.24デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^3 \sim 1 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$)		
				線源強度から求めた検出位置での標準値に対し指示計の指示値の誤差が±0.3デカカード以内であること (計測範囲: $1 \times 10^4 \sim 1 \text{mSv}$)		
				アラート傾斜の相対値が0.05%/V以内、領域150V以上であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
				アラートの開始電圧が900V以下であること (計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps)		
アラート傾斜の相対値が0.15%/V以内、領域150V以上であること						
2.5mSv以上のβ線に対し、計数効率が5%以上であること						
計測範囲: 0.1 ~ 10 ⁶ eps						
計測範囲: 0 ~ 10 ⁶ eps						
有意な損傷等がないこと						
有意な損傷がないこと (水量を保持できること)						
外観検査						

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考																																																
<table border="1" data-bbox="611 344 1154 1719"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th>対象機器</th> <th>維持すべき性能</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="2">原子炉実験準備室</td> <td>気密扉 (パネソナル扉、大扉) スライド扉</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 空気漏洩率 (5%/h 以内) </td> <td>外観検査 作動検査</td> </tr> <tr> <td>天井クレーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること </td> <td>年次点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附属建屋</td> <td>気密扉 (パネソナル扉、大扉)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 負圧が維持できること </td> <td>外観検査 作動検査</td> </tr> <tr> <td>研究棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること 外観に異常がないこと 配線の腐食、ゆるみがないこと 高用電源 6600V を受電できること 外観に異常がないこと 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと </td> <td>年次点検 外観検査 作動検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 〜3,000kPa まで計測できること -20〜50°Cの温度及び 0〜100%の湿度が記録できること </td> <td>点検校正</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密扉 (パネソナル扉、大扉) スライド扉	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 空気漏洩率 (5%/h 以内) 	外観検査 作動検査	天井クレーン	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること 	年次点検	附属建屋	気密扉 (パネソナル扉、大扉)	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 負圧が維持できること 	外観検査 作動検査	研究棟	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること 外観に異常がないこと 配線の腐食、ゆるみがないこと 高用電源 6600V を受電できること 外観に異常がないこと 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと 	年次点検 外観検査 作動検査 外観検査	電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> 〜3,000kPa まで計測できること -20〜50°Cの温度及び 0〜100%の湿度が記録できること 	点検校正	<table border="1" data-bbox="1798 344 2341 1719"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th>対象機器</th> <th>維持すべき性能</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">その他原子炉の 附属施設</td> <td rowspan="2">原子炉実験準備室</td> <td>気密扉 (パネソナル扉、大扉) スライド扉</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 空気漏洩率 (5%/h 以内) </td> <td>外観検査 作動検査</td> </tr> <tr> <td>天井クレーン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること </td> <td>年次点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附属建屋</td> <td>気密扉 (パネソナル扉、大扉)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 負圧が維持できること </td> <td>外観検査 作動検査</td> </tr> <tr> <td>研究棟</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること 外観に異常がないこと 配線の腐食、ゆるみがないこと 高用電源 6600V を受電できること 外観に異常がないこと 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと </td> <td>年次点検 外観検査 作動検査 外観検査</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 〜3,000kPa まで計測できること -20〜50°Cの温度及び 0〜100%の湿度が記録できること </td> <td>点検校正</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目	その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密扉 (パネソナル扉、大扉) スライド扉	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 空気漏洩率 (5%/h 以内) 	外観検査 作動検査	天井クレーン	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること 	年次点検	附属建屋	気密扉 (パネソナル扉、大扉)	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 負圧が維持できること 	外観検査 作動検査	研究棟	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること 外観に異常がないこと 配線の腐食、ゆるみがないこと 高用電源 6600V を受電できること 外観に異常がないこと 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと 	年次点検 外観検査 作動検査 外観検査	電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> 〜3,000kPa まで計測できること -20〜50°Cの温度及び 0〜100%の湿度が記録できること 	点検校正	
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																																														
その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密扉 (パネソナル扉、大扉) スライド扉	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 空気漏洩率 (5%/h 以内) 	外観検査 作動検査																																														
		天井クレーン	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること 	年次点検																																														
	附属建屋	気密扉 (パネソナル扉、大扉)	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 負圧が維持できること 	外観検査 作動検査																																														
		研究棟	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること 外観に異常がないこと 配線の腐食、ゆるみがないこと 高用電源 6600V を受電できること 外観に異常がないこと 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと 	年次点検 外観検査 作動検査 外観検査																																														
電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> 〜3,000kPa まで計測できること -20〜50°Cの温度及び 0〜100%の湿度が記録できること 	点検校正																																															
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																																														
その他原子炉の 附属施設	原子炉実験準備室	気密扉 (パネソナル扉、大扉) スライド扉	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 空気漏洩率 (5%/h 以内) 	外観検査 作動検査																																														
		天井クレーン	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること 	年次点検																																														
	附属建屋	気密扉 (パネソナル扉、大扉)	<ul style="list-style-type: none"> 有意な損傷等がないこと 負圧が維持できること 	外観検査 作動検査																																														
		研究棟	<ul style="list-style-type: none"> 定格荷重 (10t) の荷が移動できること HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること 外観に異常がないこと 配線の腐食、ゆるみがないこと 高用電源 6600V を受電できること 外観に異常がないこと 著しい損傷や異音、異臭が認められないこと 	年次点検 外観検査 作動検査 外観検査																																														
電気設備	受変電設備 非常用電源 (無停電電源設備)	<ul style="list-style-type: none"> 〜3,000kPa まで計測できること -20〜50°Cの温度及び 0〜100%の湿度が記録できること 	点検校正																																															

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考																														
<table border="1" data-bbox="474 346 1157 1722"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th>対象機器</th> <th>維持すべき性能</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>(ダイーゼル発電機)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること (5回以上) b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% </td> <td>作動検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>火災警報装置 通信設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること </td> <td>作動検査</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="385 346 460 1312">*)：性能を維持すべき設備の性能維持期間は、廃止措置計画書に定める通りとする。 **)：炉心集合体駆動設備 駆動装置の分解検査については、10年に1回以上の頻度で実施する。</p>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目			(ダイーゼル発電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること (5回以上) b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% 	作動検査			火災警報装置 通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること 	作動検査	<table border="1" data-bbox="1662 346 2344 1722"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備区分</th> <th>対象機器</th> <th>維持すべき性能</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>(ダイーゼル発電機)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること (5回以上) b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% </td> <td>作動検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>火災警報装置 通信設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること </td> <td>作動検査</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1573 346 1647 1312">*)：性能を維持すべき設備の性能維持期間は、廃止措置計画書に定める通りとする。 **)：炉心集合体駆動設備 駆動装置の分解検査については、10年に1回以上の頻度で実施する。</p>	施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目			(ダイーゼル発電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること (5回以上) b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% 	作動検査			火災警報装置 通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること 	作動検査	<p data-bbox="2522 1396 2686 1438">・誤植の訂正</p>
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																												
		(ダイーゼル発電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること (5回以上) b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% 	作動検査																												
		火災警報装置 通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること 	作動検査																												
施設区分	設備区分	対象機器	維持すべき性能	検査項目																												
		(ダイーゼル発電機)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> a. 総電圧：117.0V±1.5% b. 各セル電圧：1.36V±0.07V c. 電解液比重：1.170～1.230/20℃ d. 電解液温度：45℃以下 ・整流器 <ul style="list-style-type: none"> a. 不動充電電圧：117.0V±1.5% b. 浮動充電電流：150A 以下 ・インバーター <ul style="list-style-type: none"> a. 確実に起動すること (5回以上) b. 商用ラインとインバーターラインの切り替え動作が円滑に行われること。 c. 三相インバーター出力電圧：200V±10% d. 単相インバーター出力電圧：100V±10% 	作動検査																												
		火災警報装置 通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・温度ないし煙に対し感応して発報すること ・広報周知ができること 	作動検査																												